

# 地域密着型サービスとは？

吉田町にお住まいの方だけが利用できるサービスです。

「顔の見える」関係を築き、安心と寄り添った介護を提供することで、住み慣れた地域でいつまでも生活できるように創設された介護サービスです。

## 地域密着型サービスの特徴

### 1. 小規模

- 利用者のニーズに柔軟に対応できる
- スタッフの「見える顔」により、馴染みの関係ができて安心できる
- 目が行き届き、個別ケアが充実している
- 寄り添った介護が提供できる
- 少人数制で専門的なケアが受けられる
- 一人一人に寄り添った丁寧な対応ができる
- 認知症状に対する個別ケアに特化している

### 2. 地域に根付いている

- 地域と親しみのある密接な関わりが持てる
- 住み慣れた地域で必要な介護が受けられる
- 地元の方々との関わりが無理なく、安心して続けられる
- 地元の安心感がある
- 地域のサロンやイベントに参加する等、地域との交流を大切にしている

※パンフレット等は福祉課窓口でお渡ししています。



地域イベント（ふれあいの広場）

## 吉田町にある地域密着型サービス事業所

### デイサービス優しさ

本格的フットケアや足浴、低周波治療器等の物理療法を行い、足腰や肩の痛みの軽減を行っております。積極的に体操の機会をつくり、歩く意欲に繋げていきます。自主性を重んじ、在宅における目標を親切に聞き取り、サービスを提供しています。また、卓球療法を取り入れ、卓球台でのレクが人気です。食事は手作りです。

→P8へ



### 吉田町デイサービスセンターひまわりの家

アットホームな雰囲気笑顔あふれる施設です。認知症専門の職員を配置し、手厚いケアを行っています。リハビリを兼ねた季節ごとの外出や回転寿司・喫茶店での外食を楽しむなど利用者様の元気を引き出す活動を行っています。

→P8へ



### アサヒサンクリーン小規模多機能サービス吉田

小規模多機能サービス吉田では、自宅を中心に通い・泊り・訪問を同じ場所で同じ職員がサービス提供する事により馴染みの関係を築く事ができます。馴染みの関係を築く事で認知症の方でも安心して在宅生活が送れるように支援させていただきます。

→P16へ



### アサヒサンクリーングループホーム吉田

グループホーム吉田では認知症になっても日々の生活の中で「主役」として活躍していただけるよう、サポートしています。また、施設へ入所しても、馴染みある住み慣れた吉田町と切れることの無い生活が続けられるよう、地域参加を積極的に行っています。

→P16へ



### 地域密着型特別養護老人ホーム よしだアスカの里

要介護3以上かつ吉田町在住の方が入所できる小規模でアットホームな老人ホームです。住み慣れた地元で「その人らしい生活」を続けられるよう、支援して参ります。さらに、地元の行事への参加もでき、ご家族も面会に来やすいので安心です。入居者、家族、職員と身近な関係で生活できるよう協力していきます。

→P17へ

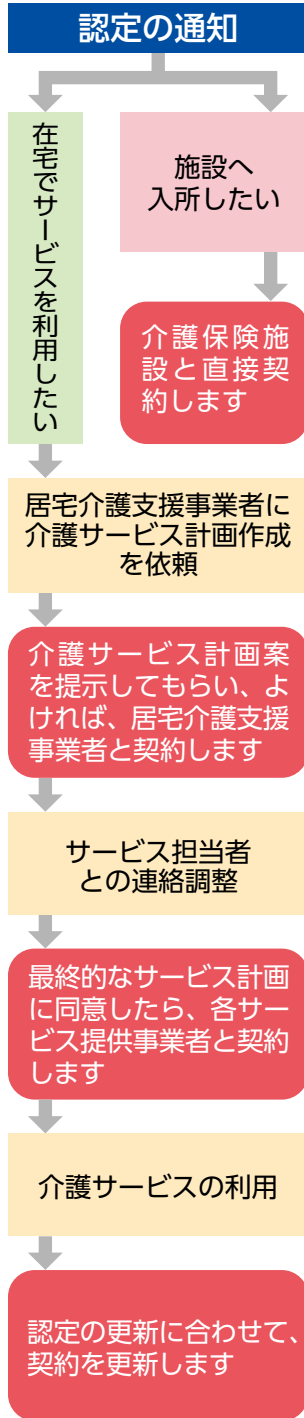


# 事業者（居宅介護支援事業者 サービス提供事業者 介護保険施設）と契約するときは

介護保険のサービスを利用するときは、利用者と事業者の契約が必要となります。事業者は契約書や説明書などの書面によって詳しい説明をして、それに対して利用者が合意した場合に契約が成立します。有効なサービス利用のためにも、契約書をよく確認してから契約しましょう。



## 〔契約の時期〕



## 居宅介護支援事業者を選ぶポイント

- サービスの内容や利用のしかたなど、わかりやすく説明してくれる。
- 利用できるサービス事業者の情報が豊富にある。
- 特定のサービス事業者に偏って利用をすすめない。
- 利用者や家族の意思を尊重してくれる。
- サービスについての苦情や相談に親身になって対応してくれる。など

## 事業者や施設と契約するときは（契約書のチェックポイント）

- サービスの内容** 利用者の状況にあったサービス内容や回数になっていますか。
- 契約の当事者** 利用者と事業者との間の契約となっていますか。  
※認知症などにより利用者の判断能力が不十分な場合は、家族や親族等が代理人として契約することもできます。
- 契約期間** 認定の有効期間に合わせた契約期間となっていますか。契約期間満了後の契約更新についても確認しましょう。
- 利用料** 利用料の額や、交通費など利用料以外にかかる費用の要否が明記されていますか。
- キャンセル料** 利用者の都合によるキャンセルの場合のキャンセル料がどうなっているのか確認しましょう。  
※緊急でやむを得ない場合はキャンセル料は原則としてかかりません。
- 契約の解除** 利用者から解約が認められる場合およびその手続きが明記されていますか。  
※利用者が利用料を一定期間滞納した場合など、事業者から解約をできる場合がありますので確認しておきましょう。
- 損害賠償** サービス提供によって、利用者が損害を与えられた場合の賠償義務が明記されていますか。
- 秘密保持** 利用者やその家族に関する秘密や個人情報保持が保持されるようになっていますか。

契約書には以上の項目以外にも様々な項目があります。よく読んで、不明な点は説明を受けて確認しましょう。



## 契約を更新するとき

サービス提供についての不満や改善したい点、またはサービスの変更などの希望がある場合は、居宅介護支援事業者に相談します。契約の更新にあたっては、再度契約書を確認しましょう。

## ◆お問い合わせ先◆

吉田町役場 福祉課 介護保険部門

〒421-0395 榛原郡吉田町住吉87番地 TEL 0548-33-2106 FAX 0548-33-0361



リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

©東京法規出版 禁無断転載

令和2年3月発行